

焼津市告示第233号

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため送達不可能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所健康福祉部国保年金課に保管してありますので、御連絡があれば直ちに交付します。

令和8年10月14日

焼津市長 中野 弘道



記

1 送達すべき書類

令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

令和8年度後期高齢者医療保険料 督促状 第1期

2 送達を受ける者の氏名

令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

氏名
増田 正行

令和8年度後期高齢者医療保険料 督促状 第1期

氏名
道工 アウグストサダミ
竹原 清
佐藤 久芳
石原 忠夫
仲間 アウレア
大畑 宏
比嘉 盛増
八木 豊
MUNGCAL CHERINA OLIVEROS
蒔田 芳博
板子 光雄

注意

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。